

令和4年度第1回 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和4年6月2日（木）
午後6時30分～
男女共同参画センターらぷらす
研修室3・4

- 1 開会
 - 2 委員委嘱（委嘱状交付）
 - 3 各委員、事務局紹介……………資料1
 - 4 会長、副会長の選出……………資料2
 - 5 議事
 - (1) 協議事項
各部会（男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会）委員、部会長の指名…資料3
 - (2) 報告事項
 - ①世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託業者募集について……………資料4
 - ②ウクライナ避難民等への支援について……………資料5
 - ③令和3年度の苦情の申立て等の処理状況について……………資料6
 - 6 今後の予定……………資料7
 - 7 閉会
- ◆配付資料
- 資料1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」委員名簿
 - 資料2 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について
 - 資料3 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員（案）
 - 資料4 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託業者募集について
 - 資料5 ウクライナ避難民等への支援について
 - 資料6 令和3年度の苦情の申立て等の処理状況について
 - 資料7 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 年間予定表

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

令和4年度世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 委員名簿

敬称略

	氏名	フリガナ	肩書き	
1	江原 由美子	エハラ ユミコ	東京都立大学名誉教授	
2	男女共同参画 (学識経験者)	加藤 秀一	カトウ シュウイチ	明治学院大学社会学部教授
3	上杉 崇子	ウエスギ タカコ	弁護士	
4	男女共同参画 (関係団体)	薬師 実芳	ヤクシ ミカ	特定非営利活動法人Rebit代表理事
5	池田 ひかり	イケダ ヒカリ	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター	
6	市川 望美	イチカワ ノゾミ	非営利型株式会社Polaris取締役ファウンダー	
7	町会・自治会・産 業団体・人権擁 護関係団体	上田 啓子	ウエダ ケイコ	世田谷区町会総連合会 副会長
8	小島 和子	コジマ カズコ	世田谷区人権擁護委員	
9	多文化共生 (学識経験者)	山脇 啓造	ヤマワキ ケイゾウ	明治大学国際日本学部教授
10	日暮 トモ子	ヒグラシ トモコ	日本大学文理学部教授	
11	藤井 美香	フジイ ミカ	公益財団法人横浜市国際交流協会	
12	多文化共生 (関係団体)	ゴロウイナ・クセーニヤ	ゴロウイナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 副代表
13	斎藤 利治	サイトウ トシハル	特定非営利活動法人アジアの新しい風	
14	公募委員	久米 喜代美	クメ キヨミ	
15	藤原 由佳	フジワラ ユカ		

事務局	片桐 誠	カタギリ マコト	世田谷区生活文化政策部長
	生垣 明	イケガキ アキラ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課長
	松田 京子	マツダ キョウコ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課長
	青木 彩恵子	アオキ サエコ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長
	工藤 由起	クドウ ユキ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	市村 英太郎	イチムラ エイタロウ	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当
	荻田 直幸	オギタ ナオユキ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当係長
	下岡 健太郎	シタオカ ケンタロウ	世田谷区生活文化政策部文化・国際課国際・多文化共生担当

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について

1 設置根拠

- (1) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(第10条)
(裏面参照)
- (2) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(第2条～第6条)(裏面参照)

2 概要

(1) 審議会について

- ①男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的とした、区長の附属機関です。
- ②区長の諮問に応じ、行動計画に関すること、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議し、区長に対して意見を述べていただきます。

(2) 委員について

- ①学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱します。
- ②人数は15名以内です。
(内訳)
 - ・学識経験のある者 6名以内
 - ・区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内
- ③任期は2年とします。(再任可能です)

(3) 部会について

審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を設置します。

部会には、「男女共同参画推進部会」及び「多文化共生推進部会」があります

(4) 審議会・部会の開催予定について

審議会は年間2～3回、部会はそれぞれ2回～4回程度開催します。

※令和4年度の開催予定については、資料4でご説明いたします。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（抜粋）

第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 行動計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第10条第1項に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) 学識経験のある者 6名以内

(2) 区内に住所を有する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員 9名以内

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 審議会は、会長が招集する。

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 審議会を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。

第6条 条例第10条第5項の規定に基づき、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員

敬称略

1 男女共同参画推進部会

氏名	肩書
江原 由美子	東京都立大学名誉教授
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
上杉 崇子	弁護士
薬師 実芳	特定非営利活動法人 Rebit 代表理事
池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター
市川 望美	非営利型株式会社 Polaris 取締役ファウンダー
小島 和子	世田谷区人権擁護委員

2 多文化共生推進部会

氏名	肩書
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
日暮 トモ子	日本大学文理学部准教授
藤井 美香	公益財団法人 横浜市国際交流協会
ゴロウイナ・ クセーニヤ	イクリスせたがや 副代表
斎藤 利治	特定非営利活動法人アジアの新しい風
上田 啓子	世田谷区町会総連合会 副会長

3 男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会

久米 喜代美	公募委員
藤原 由佳	公募委員

※公募委員は、男女共同参画推進部会・多文化共生推進部会の両方に所属していただきます。

令和4年6月2日
人権・男女共同参画課

世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託業者募集について

1. 事業者選定の概要

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画（以下、プラン）」方策と推進体制に掲げる、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センターらぷらす（以下、らぷらす）の機能を充実し、区民の認知度の向上と利用者の増加を図るため、施設の運営と講座等の男女共同参画事業を一体的に行える事業者を選定する。

この業務を実施するにあたっては、男女共同参画推進に関する専門的な知識やその普及に関する実績、施設管理・事業展開に要する人材の配置、事業者の適正な経営規模等が求められることから、プロポーザル方式で実施する。

2. 選定スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 手続き開始の公告 | 令和4年 9月 |
| (2) 施設見学会 | 令和4年10月 |
| (3) 提案書提出期限 | 令和4年11月 |
| (4) 審査期間 | 提案書提出締切後 ～ 令和4年12月 |
| (5) 選定結果通知 | 令和4年12月 |
| (6) 契約締結 | 令和5年 4月 1日～令和8年3月31日 |

3. 世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画におけるらぷらすの位置づけ

P26 プランの中間評価からの成果と課題

- ・「らぷらす」は地域で男女共同参画を推進する拠点として、基本目標Ⅰ～Ⅳすべてにかかる事業を総合的に展開しています。
- ・すべての区民や地域団体、事業者等が性に起因した社会的な格差・困りごとを緩和し、社会への参画さらには活躍ができるよう、さまざまな取組みを展開してきました。
- ・今後は、幅広い区民が利用できる施設をめざすとともに、団体をつないで協働で事業を実施したり、庁内の専門窓口や民間の相談事業等と連携し、困っている人を支援につないだりするなど「地域に開かれたらぷらす」としての充実などが必要です。

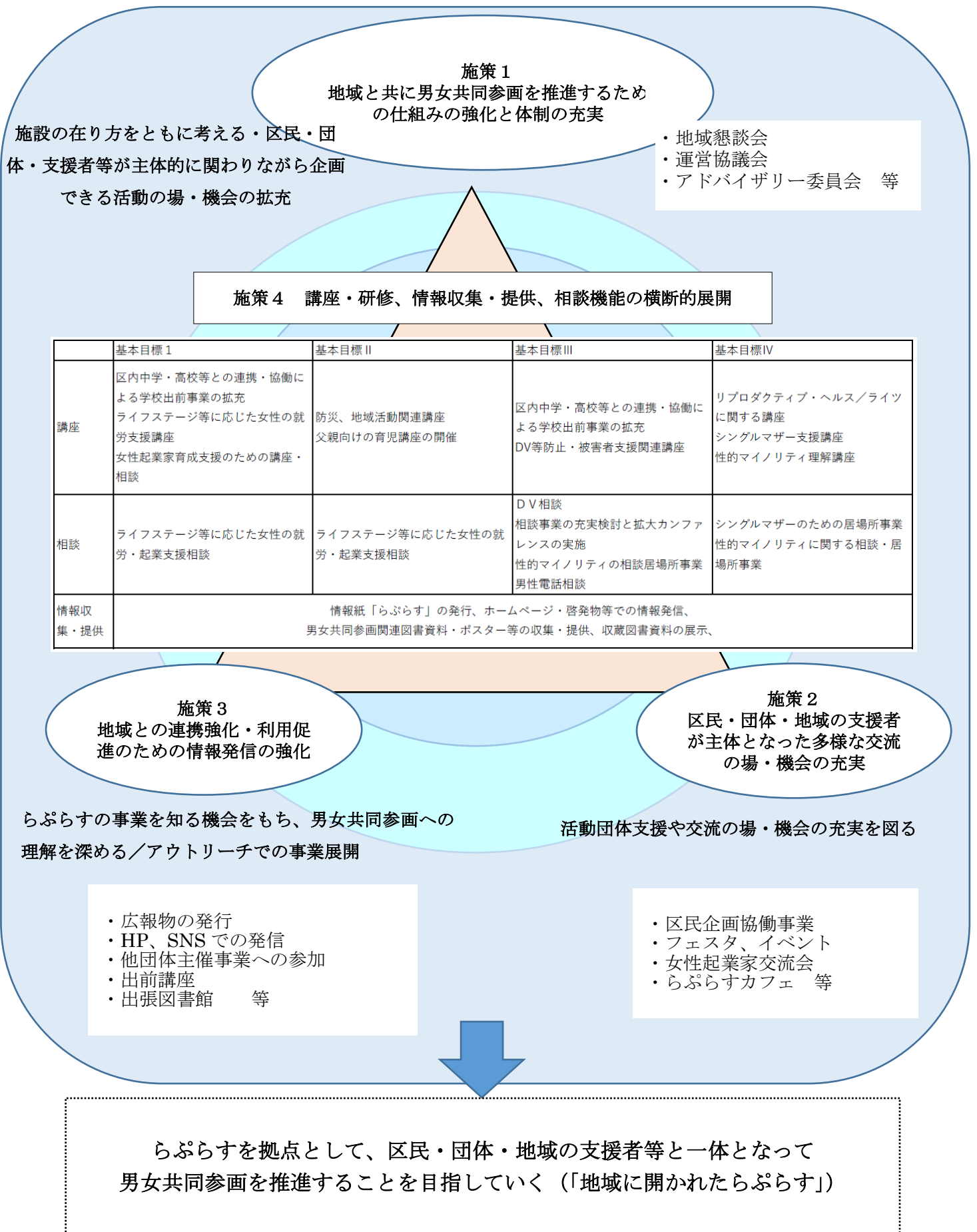
P29 プラン見直しの視点

- ・今後一層、男女共同参画の視点をもって地域の活動団体をつなぎ、困っている人を支援につないでいくための中間支援組織としての役割を担うなど、地域共生社会の実現に向けた考え方に基づく事業を強化します。

P129 方策1 男女共同参画参画センター「らぷらす」の機能の充実

- ・区民に寄り添い、社会状況やその時々の変化をとらえ、区民ニーズをとらえながら事業を展開し、男女及び多様な性を含めたすべての人が尊重される「男女共同参画」実現をめざす拠点としての役割を果たしていきます。

図表 男女共同参画センター「らぶらす」機能充実の方向性
男女共同参画の実現をめざす拠点としての役割を果たすために



4. 世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」あり方検討会

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」の「方策1 男女共同参画センター「らぷらす」の機能の充実」を着実に推進していくため、らぷらすの役割、運営方法等、らぷらすの今後のあり方について、団体等と意見交換を行った。今後、いただいた意見もふまえて、プロポーザルの仕様書・評価基準等の見直しを行う。

(1) 主な意見（抜粋）

第1回 1月18日（火） 18時30分～20時30分（オンライン開催）

- ・らぷらすは一緒に歩いていく場所。自分たちを元気にしてくれた。
- ・自分と関係性を持つと行きやすくなる。行く意味・理由を作るといいのでは。
- ・「社会貢献がしたい」といった公共的で楽しいテーマなら参加しやすい。
- ・時代が変わると価値も変わる。施設自体の存在意義は何かを考える。
- ・ミッションを実現するのに、一番いいアプローチは施設を構えることだけなのか。
- ・らぷらすと団体が共同で行うこと。らぷらす公認イベントのようなものがあると知ってもらいきっかけになるのでは。
- ・興味があるけど、よくわからないという若者の団体とコラボすること。若者が参加しやすくなると思う。
- ・個人が来るより、団体と連携することが求められているのでは。
- ・日常で感じる違和感、隣の人が感じる違和感を話せること。
- ・「ここに来てください」以外のことがあるといい。（オンラインの活用、出張図書館等）
- ・いろんな人が関わり、分かり合えることを目指しているのだと思う。
- ・専門性に基づいたうえで、関わりの裾野を広げて提供できるといい。
- ・「COMEではなくIN」。こっちに来てくれではなく、自ら関りを作ること。

第2回 2月9日（水） 18時30分～20時30分（オンライン開催）

- ・らぷらすが区民にどう見えているか。「機能の明確化」、「活動の見える化」が必要。
- ・らぷらすをハブにして、一緒に活動する団体を募っていく。
- ・中間支援的なネットワーク作りが今後必要とされるのでは。
- ・自分なりに関わろうと思えるような。対象を広げるということ。限定しない。
- ・高尚なことを身近にする。
- ・皆がいるのが広場。出たり入ったりできるのがらぷらす。誰もが来られる広場はらぷらすしかないとし、そういう場でなければならない。
- ・アナログだけどロコミも重要。講座で学んだ人が講師になるような人材育成も必要。
- ・認知度にこだわる必要はない。活動をやっていることを認知してもらえれば良い。

第3回 3月18日（金） 18時30分～20時30分（オンライン開催）

- ・国際女性デーイベントを若い世代が発案し、実施まで至った。らぷらすも上手く立ち回りまとめてくれた。
- ・みんなが一緒になってできるということが素晴らしかった。一緒に苦勞するのは、達

成感があるし、次に繋がる。らぶらすが性別も立場も関係なく誰もが行き来できることが根底にある。

- ・らぶらすが男女共同参画を推進する施設と言うなら、出向いていく必要があるのでは。
- ・一方的に作るのではなく、繋がりの中でやっていくこと。

(参考：令和3年度にらぶらすで実施してした事業運営に係る会議体)

会議名	対象者	目的・内容
らぶらす茶話会(地域懇談会) 令和3年6月27日(日) 午後2時15分~2時45分	らぶらすフェスタ講演会参加者 15名	らぶらすフェスタ講演会後に実施。 区民の方かららぶらす事業等について感想を募り、意見交換を行う。 ①らぶらすの事業紹介 ②施設の利用方法、事業についての質疑応答
らぶらす地域ミーティング(地域運営協議会) 令和3年8月30日(月) 午後2時~3時30分	関連施設・団体や地域の支援者、らぶらすの利用者等 16名	らぶらすの施設や事業、男女共同参画に関する理解を深めることで、施設利用の促進を図る。 関連施設・団体や地域の支援者等、意見や要望を把握し、よりよい運営につなげる。 らぶらすが関連施設・団体や地域の支援者、らぶらす利用者と共に男女共同参画を広げるためのネットワークを強化する。 ①(意見交換)らぶらす、男女共同参画について気になるところ ②(意見交換)らぶらすに期待すること
らぶらす登録団体連絡会 令和4年3月12日(土) 午後2時~4時	区民企画協働事業実施団体、らぶらす登録団体等 17名	区民企画協働事業成果報告会と兼ねて実施。 区民企画協働事業の振り返り、団体間の情報交換・ネットワークの拡大を図る。 地域団体との関係構築とともに、次年度の協働事業の募集を案内することで、男女共同参画の視点からの企画提案を促す。 ①区民企画協働事業事業実施報告 ②(交流タイム)施設の利用方法について/らぶらすでやってみたいこと
アドバイザー委員会 令和4年3月25日(金)	学識経験者等外部委員、5名	らぶらすの事業実施状況について、専門的な見地から意見をもらい、今後の運営に役立てる。

令和4年6月2日
生活文化政策部
文化・国際課

ウクライナ避難民等への支援について

1 主旨

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に伴い、日本に避難する避難民の世田谷区での受入れに向け、避難民のニーズに対応した多面的な支援を切れ目なく行えるよう、庁内プロジェクトチームを設置して具体的な支援について取り組んでいる。

このたび、避難民等への現時点及び今後の支援に向けた今取組みについて報告する。

2 対応経過

令和4年2月24日 ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻を開始

3月10日 世田谷区長名にて「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対する声明」を公表

3月23日 ウクライナ避難民受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム発足

4月上旬 出入国在留管理庁に世田谷区としての支援を申し出

4月21日及び5月26日 区民生活常任委員会報告

3 避難民の状況及び世田谷区在住ウクライナ国籍者の状況

(1) 国内への避難者数 約1,149人(令和4年5月30日時点)

(2) 世田谷区在住ウクライナ国籍者数 50人(令和4年5月1日時点)

4 現在の支援状況(受入れ初期段階での支援)

(1) 区営住宅の確保

6月上旬までに合計13戸(世帯用)を確保

(2) 相談、手続における多言語対応

テレビ通訳システム等を活用した通訳対応

5 区内避難民等への支援(予定を含む) ※一般会計補正予算の区議会議決を条件とする

(1) 避難民の支援者(家族・知人等)への支援金の支給

【対象】避難民の身元引受人(家族・知人等)であり、区内自宅等で避難民を受け入れているため、国や公益財団法人日本財団の住環境整備に関する支援の対象とならない方

【支援金額】支援者一世帯当たり10万円×30世帯(想定)

(2) 多言語対応

避難民あての案内文等の翻訳や通訳派遣等

(3) 避難民の相談体制の充実

外国人支援NPO等との連携により、避難民の生活支援や手続支援を実施

(4) 避難民支援に向けた啓発

イベント等における平和への啓発、寄附の呼びかけ

※6月23日(木)にチャリティー映画イベントを実施(会場:北沢タウンホール)

(5) その他

- ①避難民のニーズを丁寧に伺いながら、保健・医療・福祉、日本語教育、就労、就学などの生活支援に庁内で連携を図りつつ取り組んでいく。
- ②平和に向けた啓発、ウクライナ情勢に起因する不当な差別や偏見の解消に取り組んでいく。

5 国外で避難民支援に取り組む団体への支援 ※一般会計補正予算の区議会議決を条件とする

(1) 支援目的

現在、多くの避難民がウクライナ国内及びその周辺国での避難生活を余儀なくされている。平和都市宣言(1985年・昭和60年)のもと、世界平和を希求する世田谷区として、区内に避難する避難民への支援だけでなく、国外における避難民への支援にも取り組む。

(2) 支援内容

国外において、避難民の受入施設の運営や救援物資の提供をはじめとした包括的な支援に取り組んでいる団体(国連UNHCR協会、日本赤十字社)に対して寄附金を支出する。

6 国際平和交流基金の活用

(1) 基金の概要

- ①設置日 平成元年3月15日
- ②設置目的 国際的な交流及び市民交流の推進により、相互の理解と親善を深め平和の維持と発展に寄与する。(世田谷区国際平和交流基金条例第1条)
- ③令和3年度末現在高(見込み) 約3億6千万円

(2) 避難民等への支援のための財源としての活用

基金の設置目的を踏まえ、区内の避難民支援及び国外で避難民支援に取り組む団体への支援(寄附金)のため、国際平和交流基金を財源として活用する。

7 国際平和交流基金への寄附の呼びかけ

当該基金について、従来の活用方法(国際交流、多文化共生施策)に加え、ウクライナ避難民等への支援にも活用していくことを区民に周知し、寄附を呼びかけていく。

8 今後のスケジュール

令和4年6月下旬 区内在住ウクライナ国籍者へ支援金のご案内等を送付
国連UNHCR協会、日本赤十字社への寄附金支出
避難民支援啓発イベントの実施

【参考資料】

別紙1 国及び東京都の対応状況

別紙2 避難民受入れの流れと庁内連携体制(4月21日区民生活委員会資料)

国の対応状況 (令和4年5月19日時点)

1. 経済的支援

身寄りのない方【出入国在留管理庁】(支給期間は**当面6か月**)

滞在先	国手配 一時滞在施設 (ホテル等)		自治体・企業手配 公営住宅・寮など	
支援内容	生活費 (月額)	12歳以上	1,000円	2,400円 (2人目の家族から1,600円)
		11歳以下	500円	1,200円
医療 日本語教育 就労支援	国が実費負担		必要に応じて国が実費負担	
その他	通訳・翻訳機の提供		携帯用翻訳機 (ポケトーク) の配布 (身寄りのある方も申請可能)	
	食事は別途、国が提供		一時金支給 (備品代等)	16歳以上
			15歳以下	8万円

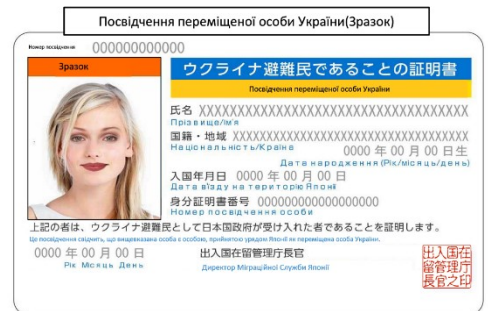
身寄りのある方【日本財団】(生活費支給期間は**最長3年**を予定)

滞在先	—	身元保証人手配 家族・知人等の自宅等
支援内容*		上限 30万円 /人
日本への渡航費	※入国、検疫等終了後 直接身元保証人の居 所へ	1名につき 100万円 /年 (上限: 1家族当たり 300万円 /年)
生活費		50万円 /戸 (一律)
住環境整備費		(新たに公営住宅等に入居する方のみ)

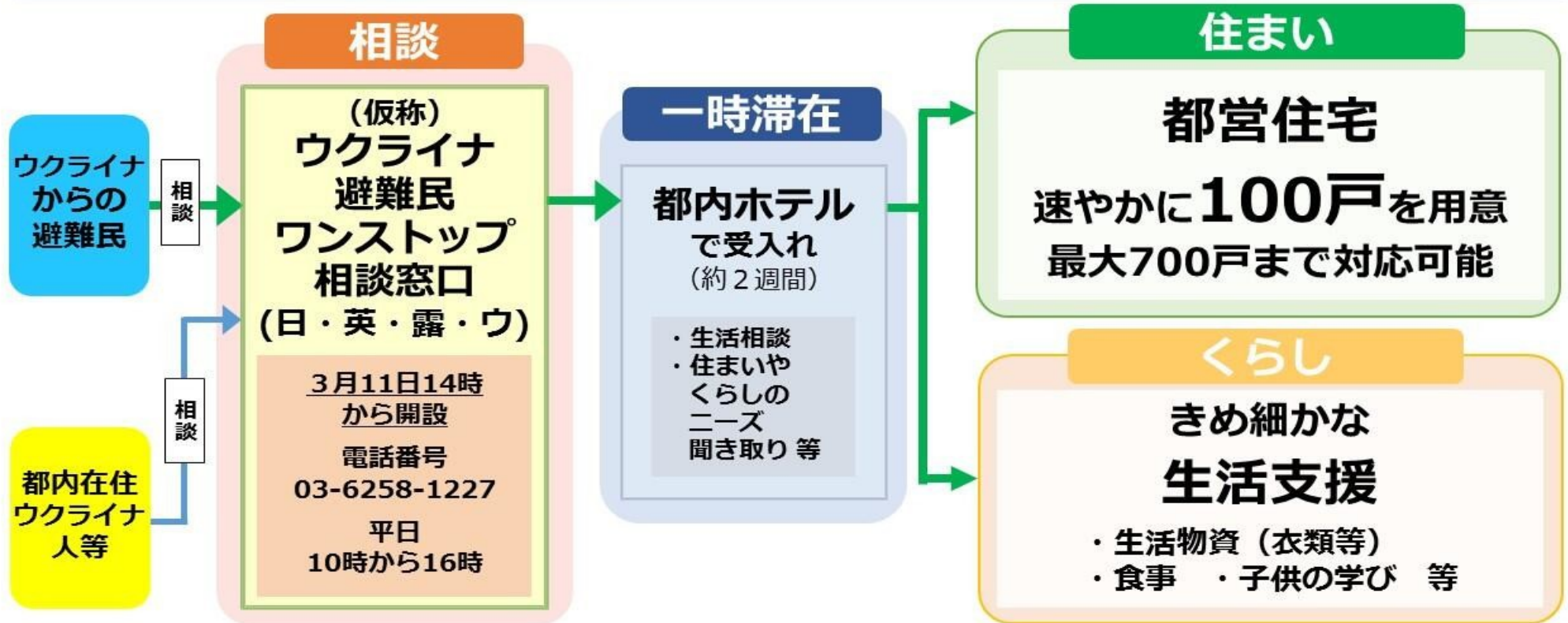
※ 日本財団の支援金は身元保証人が申請・受領

2. その他の支援状況

- ・「ウクライナ避難民であることの証明書」(右) 発行
 - ・「ウクライナ避難民支援サイト」開設
 - ・文部科学省ヘルプデスク (就学・日本語教育関係) の設置
 - ・「ウクライナ避難民就労支援窓口」開設
- など



ウクライナからの避難民受入れ支援イメージ



※ウクライナ大使館とも連携を密にして対応

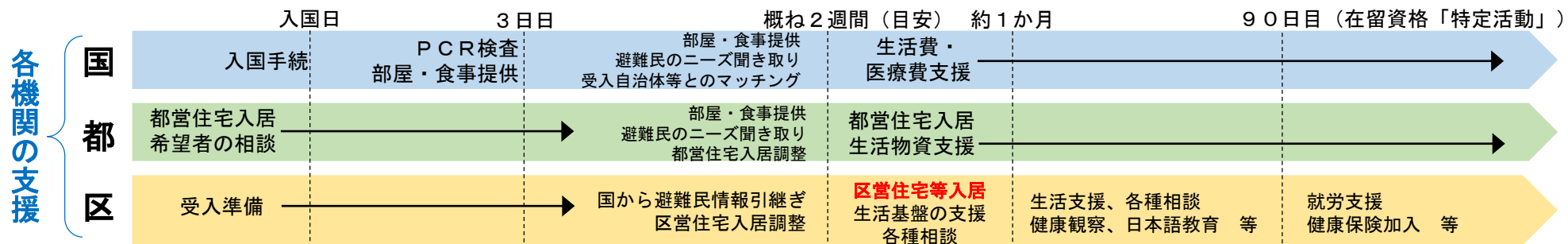
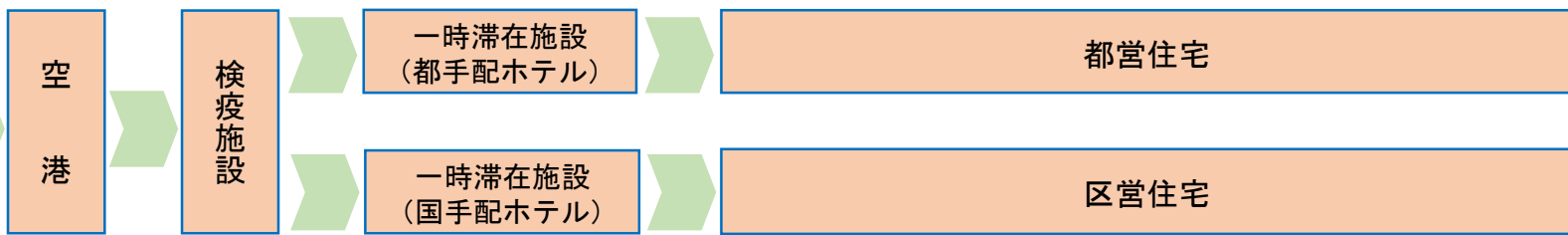
【備考】

- ・ 168名の避難民が在留 (6月2日出入国在留管理庁HPより)
- ・ 都営住宅に28組57人が入居済、今後、13組24人が入居予定。
ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口 (3月11日開設) へ750件超の問い合わせ。(5月6日東京都知事会見より)

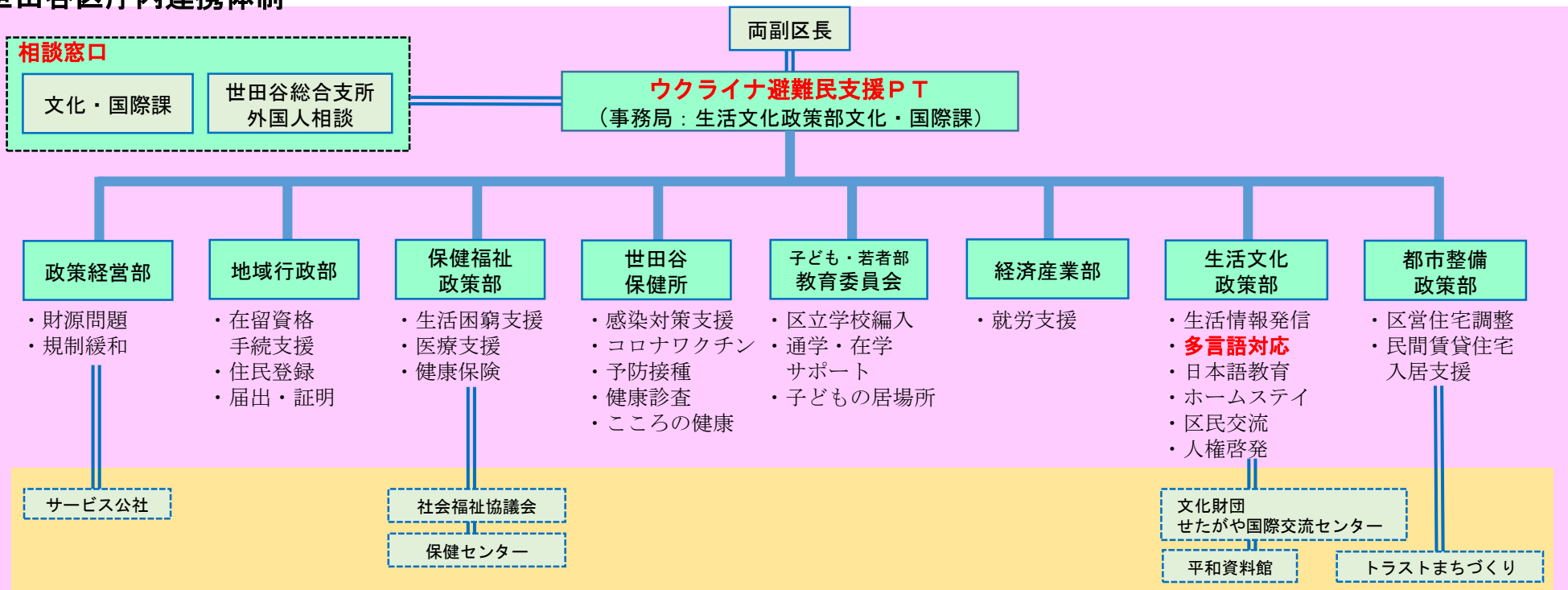
避難民受入れの流れと庁内連携体制（想定） 令和4年4月21日時点



※国内に身元引受人なし



世田谷区庁内連携体制



令和 3 年度の苦情の申立て等の処理状況について

1 苦情申立て等の概要

令和 3 年度については、苦情の申立て等はなかった。

2 苦情等の件数の推移

		苦情	意見	相談	計
令和 3 年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	0	0	0	0 (0)
令和 2 年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	0	0	0	0 (0)
令和元年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)
平成 30 年度	件数 (うち苦情処理委員会 への諮問件数)	1 (1)	0	0	1 (1)

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会 令和4年度年間予定表

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
6月	第1回 6月2日 ・改選後委員の初顔合わせ ・会長・副部会長互選 (報告予定案件) ・令和4年度の審議会・部会の開催予定について ・男女プラン後期計画について(内容説明、進行管理のやり方など) ・令和3年度の苦情の申し立て等の処理状況について	第1回 6月29日 (報告予定案件) ・世田谷区立男女共同参画センター運営委託業者募集について ・同性パートナーシップ宣誓制度の見直しについて	
7月			第1回 7月27日 (報告予定案件) ・世田谷区内在住外国人の状況について ・令和3年度の事業報告について (協議予定案件) ・「令和3年度世田谷区多文化共生プラン取り組み状況報告書」(案)について
8月		第2回 (報告予定案件) ・「令和3年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書」(案)について	
9月		(9月 男女プラン報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。)	(9月 多文化プラン報告書の発行。部会委員の皆様へ送付。)
10月			

月	審議会	男女共同参画推進部会	多文化共生推進部会
11月	上・中旬 第2回 (諮問予定案件) ・多文化共生プラン(2024年度～2027年度)策定にあたっての考え方について(諮問) ・男女共同参画と多文化共生の推進について、審議会の意見聴取が必要な場合、ここに案件として追加		第2回 (報告予定案件) ・世田谷区における外国人区民の意識・実態調査 結果報告(協議予定案件) ・次期多文化共生プラン検討(基本方針ごとの課題の洗い出し、今後の進め方について)
12月			
1月			
2月		2月上・中旬 第3回 (報告予定案件) (省略も可)	第3回(1月開催の可能性あり) (協議予定案件) ・次期多文化共生プラン検討(基本方針ごとの検討課題の確認)
3月	3月上・中旬 第3回 (省略も可) ・男女共同参画と多文化共生の推進について、審議会の意見聴取が必要な場合、ここに案件として追加		